

保護者各位

東京都立田園調布高等学校長  
福原利信

## 多子世帯における都立学校授業料等支援事業について

### 1 制度の概要

多子世帯における都立学校授業料等支援事業(以下、「本制度」と言う。)は、所得制限により、就学支援金の対象とならない世帯で、収入にかかわらず、保護者等の扶養する23歳未満の子等が3人以上いる世帯に対して、経済的支援を行うため、当該世帯の都立学校に通う生徒の授業料等を1/2に減額する制度です。

昨年度、書類を提出された方も再度の申請が必要です。詳細につきましては、リーフレットをご参照ください。

### 2 本制度の対象者

減額対象となる生徒は、保護者等の扶養する23歳未満の子等が3人以上いる世帯のうち、所得要件を除けば就学支援金の受給資格を得られる生徒です。所得要件によるものではなく、在籍期間超過等の理由により就学支援金の受給資格がない方は対象外となります。

### 3 第2学年及び第3学年の方についての取り扱い

就学支援金の認定・不認定の審査結果は、既に通知済みです。

就学支援金が不認定となった方及び不申請の方で、本制度を申請される方は、4月20日(火)までに、下記「5 申請方法」のとおり必要書類を経営企画室へ提出してください。

ご自身が就学支援金不認定となっている世帯かどうかご不明な場合は、経営企画室へお問合せください。

### 4 第1学年の方についての取扱い

就学支援金の認定・不認定の審査結果は、7月下旬までに通知される予定です。

#### (1) 就学支援金が認定となった方

授業料が無料となりますので本制度の申請は不要です。

#### (2) 就学支援金が不認定となった方で、本制度を申請される方

審査結果の通知があった日の翌日以降30日以内に下記「5 申請方法」のとおり必要書類を経営企画室へ提出してください。

#### (3) 就学支援金制度を不申請にされており、本制度を申請される方

4月20日(火)までに、下記「5申請方法」のとおり必要書類を経営企画室へ提出してください。

### 5 申請方法

記入例をご参照いただき、下記書類を経営企画室へ提出してください。

#### (1) 授業料等減免申請書

①②の用紙は経営企画室の窓口で入手できます。

#### (2) 扶養親族等状況届

学校ホームページからもダウンロードできます。

#### (3) 扶養する子の3人以上の健康保険証の写し(用紙はA4サイズ、記号・番号・保険者番号を黒塗りしてください。)

### 6 提出先・問合せ先

〒145-0076 大田区田園調布南27-1

東京都立田園調布高等学校 経営企画室 電話 03(3750)4346